

## 令和8年3月保健業務主管課長会議事要旨

1 日 時 令和8年3月13日（金）9時30分～9時49分

2 場 所 市役所本庁舎地下1階第8共通会議室

3 出席者

（構成員）

各区保健業務主管課長、課長代理

（事務局）

健康局健康推進部健康施策課長、保健所管理課長

4 議 題

- (1) 「メンタルヘルス不調の予防に関する普及啓発事業」について
- (2) 「ギャンブル等依存症支援としての借金相談及び薬物関連問題にかかる SMARPP プログラムの実施」について
- (3) 保健管理システム(標準準拠)にかかる対応状況等について
- (4) 「大阪市市民健康月間実施要綱」の廃止について

(1) 「メンタルヘルス不調の予防に関する普及啓発事業」について

【こころの健康センター精神保健医療担当課長より資料に基づき説明】

現代社会におけるストレスの増加やライフスタイルが変化する中で、精神疾患を持つ方が増加しており、行政としてメンタルヘルス不調の予防の取組みが一層求められている。

メンタルヘルス対策は、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ「一次予防」が重要であることから、メンタルヘルス不調の予防の取組みを拡充し実施する。

市民向けのストレスチェックとして、唾液アミラーゼの測定によりストレス値を視覚化する「ストレスチェック」を実施する。

こころの健康センターで唾液アミラーゼモニター及び検査チップを購入し、各区役所へ機器の貸し出し及び検査チップの配付を行い、各区が実施する健康展や区民まつり、健康講座などの機会にストレスチェックを実施いただきたい。あわせてストレスに関する啓発パネルも作成し、各区への啓発パネルの貸出（事前予約制）を行うので、市民への啓発に活用いただきたいため、事務事業を説明する。

【事務局】機械を健康展などで貸出しをされるが、市民の方が測ってみて、ストレスがありますとなったときに、後の対応はどのように考えているのか。

【説明者】ストレスに関する啓発パネルを作ろうと思っており、ストレスがあるなと感じたときにどのような対応をしたらいいか、例えば相談窓口がどこにあるかということを啓発パネルでご覧いただくということを考えている。

【事務局】リーフレットも併せて置いてもらうとか、そういうイメージも考えているのか。

【説明者】はい。

【区】チェックの後、その結果について、保健師が説明するなどのフィードバックはないのか。そのパネルを見られて、もう勝手に見てくださいで終わるというイメージか。

【説明者】可能であれば保健師の方とかに声掛けをいただいて、そういった啓発ということをやっていただきたいと思っているが、こころの健康センターでまず一旦、この機器を使った啓発の流れをやり、考えてみて、またそれを各区の方にも伝えさせていただこうと思っている。

【区】今後必要があれば、周知をしてもらえるとのことか。

【説明者】はい。

(2) 「ギャンブル等依存症支援としての借金相談及び薬物関連問題にかかる SMARPP プログラムの実施」について

【こころの健康センター精神保健医療担当課長より資料に基づき説明】

依存症とは、依存性のある物質の使用や行為を繰り返すことで、日常生活や社会生活に支障が生じているにもかかわらず、物質の使用や行為を自分の意志ではコントロールができなくなる病気であり、回復のためには、適切な治療や支援が求められている。本市における依存症支援体制の強化するため、令和 8 年度から下記のとおり、新規事業を実施する。

1 ギャンブル等依存症支援としての借金相談

こころの健康センターで実施している専門医師による相談の際に、弁護士による借金相談を同時に実施し、医療と借金問題について、ワンストップでの相談対応を実施する。

2 薬物関連問題にかかる SMARPP プログラムの実施

市内の薬物依存専門医療機関は 1 か所（府下 6 か所）のみであり、本市における薬物依存症者の継続支援の受け皿が乏しい状況にあるため、こころの健康センターにおいて「SMARPP プログラム（薬物当事者回復プログラム）」を新たに実施し、薬物依存症者への支援体制を強化する。

1、2 共に、こころの健康センターで実施するが、各区において依存症に関する相談を受けた際に、相談者に情報提供をしていただき、こころの健康センターへの相談につないでいただきたい。

【事務局】この借金相談の弁護士は、あくまでも相談だけで、その債務整理までされるわけではないということか。今後どうしたらいいかといったアドバイスのような相談の弁護士というイメージか。

【説明者】大阪弁護士会に事業委託することを考えており、直接相談いただいている弁護士の方が受任をすると、どうしても受任をしようになってしまうので、基本的には相談に来ていただいている方が直接受ける形ではなくて、別の弁護士につないでということになる。

【区】薬物関連の対象の方というのは、本人から言ってくるのか、そのつながり方はどのようなものか。

【説明者】一番多いケースとして想定されるのは、こちらの方で薬物の相談を受けているので、相談に電話や来られた方に対して、こういった回復プログラムを勧めてつなぐというようなことがあるかと考えている。

(3) 保健管理システム（標準準拠）にかかる対応状況等について

【保健所保健医療対策課システム標準化担当課長代理より資料に基づき説明】

保健衛生業務（成人保健、母子保健（養育医療）、予防接種）のシステム標準化にかかる稼働延期にかかる対応状況等について説明する。

【大正区】今、説明のあったマニュアル・手順書・業務フローの配布の予定について、いつごろの予定か。

【説明者】3月19日には各区の方に配布させていただきたいと聞いている。

(4) 「大阪市民健康月間実施要綱」の廃止について

**【保健所保健医療対策課長より資料に基づき説明】**

当課が所管している「大阪市市民健康月間実施要綱」について、各区における要綱に基づく啓発事業等について照会した結果及び実施要綱の廃止について説明する。